

社会福祉法人光林会役員等の報酬、費用弁償及び旅費に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光林会の理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)及び各種委員に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、社会福祉法人光林会評議員選任・解任委員会委員の運営に関する規程第3条に規定する評議員選任・解任委員会委員及び社会福祉法人光林会苦情解決及び施設サービス評価(改善)事業実施要領第3事業の実施体制(2)の④に規定する第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(日当、宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対し、次表により報酬を支給するものとする。

区 分	報酬の額	支給基準
理 事 長	月額50,000円	1か月の出勤10日以上
理 事	日額5,000円	理事会等への出席
監 事	日額7,000円	監事監査等への出席
	日額5,000円	理事会等への出席
評 議 員	日額5,000円	評議員会等への出席
評議員選任・解任委員会委員	日額5,000円	評議員選任・解任委員会への出席
第三者委員	日額3,000円	サービス改善委員会への出席

- 2 理事長の勤務状況は出勤簿で把握することとし、支給基準に満たない勤務日数の場合は、月額を基準日数で除した額に実勤務日数を乗じて得た額を支給する。
- 3 理事長及び職員を兼務する理事に対しては日額報酬を支給しない。
- 4 理事長に対する報酬は、翌月の10日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、それぞれ繰り上げて支給する。
- 5 日額で報酬を支払う場合は、原則として業務等に当たった日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため花巻市外に出張したときは、その費用を弁償する。

(費用弁償及び旅費の種類)

第5条 費用弁償及び旅費(以下「旅費等」という。)の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費等の計算)

第6条 旅費等は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、職務上必要または天災そ

の他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じて支給するものとし、その額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。

(1)乗車に要する運賃。

(2)急行料金及び特別急行料金を要する路線による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金及び特別急行料金。

(3)新幹線を利用する場合は、第1号に規定する運賃のほか座席指定料金(グリーン車を除く)。

2 前項に規定する急行料金、特別急行料金及び新幹線座席指定券は片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃は、水路出張について路程に応じ支給するものとし、その額は普通旅客運賃とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、職務の必要上特に航空路により出張する場合に限り支給する。

(車賃)

第10条 車賃は、陸路出張について路程に応じ支給するものとし、その額は別表による。ただし、乗合自動車の運行する路線での出張については、その実費とする。

(日当)

第11条 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表による。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は宿泊地の区分に応じ別表による。

(費用弁償及び旅費の調整)

第12条 役員等及び各種委員に支給する費用弁償及び旅費は、予算の範囲内で実費を支給することができる。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2 平成29年4月1日制定の社会福祉法人光林会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程は廃止する。

別表

区 分		金 額
		役員等、各種委員
日 当	県内	2,300円
	県外	3,500円
宿 泊 料 (1夜につき)	県内	11,000円
	県外	15,000円
車 賃		1キロメートルにつき45円